

兵高教組

# 調査情報

2014年7月12日 11号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)

## この夏おおいに研修しましょう！

県教委は7月9日、研修について例年同様の「長期休業期間中は研修のよい機会」「自主的・主体的研修に積極的に取り組むこと」という内容を盛り込んだ通知を出しました。高教組は、あらためて県教委が研修を奨励する立場にあることを確認しました。

教特法は、教育公務員の職責遂行のため、研修の権利と機会の保障を定めています。この夏、教員としての力量を高め、生徒に還元できるように、色々な機会を活用しながら積極的に研修を取得し、おおいに研究と修養に励みましょう！

### 教育公務員特例法 (抜粋)

**第21条 (研修)** 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方法その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

**第22条 (研修の機会)** 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

### 高教組と県教委の確認事項

高教組は、県教委と研修について以下のように確認しています。

1. 教育委員会は、教員の研修を奨励する立場にある。  
夏季休業中はその絶好の機会として捉え、積極的に活用する。
2. 研修場を自宅で行う場合は、合理的な理由を示し、校長が県民に説明できるようにする。
3. 研修報告については、すでに例示しているものを参考に、日時、場所、内容が読めば分かるように書かれていればよい。

### 管理職は自主研修を奨励する立場にたつべし

教特法は教育公務員の研修について、第21条で「努めなければならない」としたうえで、その機会を与えることが任免権者の責務であるとしています。その上で、22条において教育公務員には研修の機会が保障されなければならないことを示し、その第2項において、教員には勤務場所を離れて研修を行うことができる機会が保障されることを明記しており、自主研修の奨励が法の主旨です。一部校長が「自宅研修は認めない」と公言したり、過大な研修報告を求めたりして、自主研修を妨害することは、法の主旨に反する不当な行為です。

### 研修場所は自宅であってもかまわない

「自宅研修は認めない」とする一部の校長が根拠としているのが、2002年7月4日付けの文科省通知です。通知では「自宅で研修を行う必要性の有無について適切に判断すること」とされています。当時の県教委は「通知を参考資料として各学校に下ろす。文科省通知

を見れば、自宅研修が認められないなどとなっていないことがはっきりする」と回答しています。そもそも、授業に支障のない限り、積極的に研修を認めることができることが法の主旨です。

研修場所が自宅である場合については、その「合理的な理由」が示されていればいいのです。「合理的な理由」の例として、「研修に必要な資料や機材が自宅にあるが学校にはない」「パソコンやインターネットの活用など自宅の方が効果的に研修できる」などは県教委も認めています。

### 研修場所への移動時間も職専免

県教委は、図書館などで研修を行う場合の勤務時間開始から開館までの時間について、自宅での研修準備や移動時間についても職専免であることを明確に述べています。また、夜間定時制の教職員の研修時間について、定められた勤務時間と必ずしも一致している必要はないとしています。

### 教育のつどい2014教育研究全国集会in香川

8月 16日 開会全体集会・教育フォーラム

松本春野(絵本作家)・小森陽一 対談等

17~18日 分科会

参加希望者は本部まで連絡ください(要参加券)。

### 兵庫県教育研究集会

2015年1月24~25日

全体会会場：神戸市勤労会館

分科会会場：神戸市立科学技術

高等学校

